電気通信大学事務連絡会議要項

制定 平成9年5月8日 最終改正 令和4年3月31日要項第14号

(設置)

第1条 電気通信大学に、事務連絡上の重要な事項について協議するとともに、事務組織 内の連絡を密にし、事務の円滑な運営を図るため、電気通信大学事務連絡会議(以下「事 務連絡会議」という。)を置く。

(構成員)

- 第2条 事務連絡会議は、総務担当の理事、部長、課長、室長、参事役、課長補佐、室長 補佐及び専門員をもって構成する。
- 2 課長補佐又は室長補佐を置かない課等については、当該課等の長が会議に出席できない場合、代理の者を会議に出席させることができる。

(招集)

第3条 総務担当の理事は、事務連絡会議を招集し、その議長となる。

(構成員以外の者の出席)

第4条 総務担当の理事は、必要に応じ、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(会議の開催)

- 第5条 事務連絡会議は、原則として、毎月1回定例会議を開催する。
- 2 総務担当の理事は、必要があると認めるときは、臨時の会議を開催することができる。 (幹事)
- 第6条 事務連絡会議に幹事を置き、総務部総務企画課長をもって充てる。
- 2 幹事は議長を助けて、事務連絡会議の議事を整理する。 (事務)
- 第7条 事務連絡会議の事務は、総務部総務企画課が行う。

附則

- 1 この要項は、平成9年5月8日から施行する。
- 2 電気通信大学課長会要項及び電気通信大学事務連絡会要項は、廃止する。

附 則 (平成10年9月17日)

この要項は、平成10年9月17日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日)

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月1日)

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月13日要項第2号)

この要項は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月6日要項第11号)

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日要項第3号)

この要項は、平成20年3月25日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則 (平成22年4月20日要項第4号)

この要項は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年7月21日要項第16号)

この要項は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月26日要項第1号)

この要項は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月30日要項第9号)

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日要項第8号)

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月14日要項第1号)

この要項は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日要項第14号)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。